

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 6 年 8 月 9 日
担 当 課	東部クリーンセンター

契約業者名・住所	株式会社 大富 千葉県松戸市和名ヶ谷 570 番地 4
工事等の名称	東部クリーンセンター埋設配管撤去工事
工事等の場所	松戸市東松戸 3 丁目 13 番地先
種 別	管工事
工事等期間	令和 6 年 8 月 1 0 日 から 令和 7 年 2 月 28 日まで
契約金額	7, 8 9 8, 0 0 0 円
工事等の概要	松戸市道下の未使用埋設配管の撤去
随意契約の理由	本工事は松戸市道に埋設されていて、現在は使用廃止となっている東部クリーンセンター給水管及び排水管の撤去を実施するものです。 本工事範囲においては、既に千葉県企業局発注の「松戸市東松戸 3 丁目 12 番地先配水管整備工事」が株式会社 大富と契約締結され、配水管の新設及び既設管の撤去工事が予定されております。 松戸市においても千葉県の工事を請け負う株式会社 大富と契約することで、現場に投入する重機などが最小限で収まり、近隣住民に対する騒音、振動、安全の確保を含め、工事の影響を最小限にできると考えられます。 また工事範囲が重なることから、別業者が施工する場合、県の工期が厳しい中での工程調整が必要となるうえ、施工不良や工事ミスがあった際、松戸市の工事と千葉県の工事で責任の所在が不明確となり、工事の監督及び適正な履行の確保が困難となります。 上記の点を考慮し、同社が最も合理的に業務を遂行できる適切な請負者であると思慮できることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定を適用し、株式会社 大富と随意契約するものです。